

空 調 用 A 契 約
(選 択 約 款)

令和3年4月1日実施

西部ガス佐世保株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	2
3. この選択約款の変更	2
4. 契約の締結	2
5. 名義の変更	3
6. 最大使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 調整単位料金	3
9. ガス需給契約の精算額	4
10. 契約最大使用量超過時の取扱い	6
11. 解約及び精算	6
12. 契約中途解約精算額	6
13. 緊急調整時の措置	7
14. その他	7
付則	8
1. 実施の期日	8
（別表）	9
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	9
2. 料金表 1（空調用A契約第1種）	9
3. 料金表 2（空調用A契約第2種）	9
4. 料金表 3（空調用A契約第3種）	10

1. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款に基づくガス需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。その他、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものといたします。

用語	定義
(1)「空調機器」	エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
(2)「最大使用量」	料金算定期間において最大の1時間当たりの使用量をいいます。
(3)「契約最大使用量」	契約期間を通じて最大の最大使用量で、ガス需給契約で定めたものをいいます(小数点以下切り捨て)。
(4)「契約月別使用量」	契約期間における月別使用予定量で、ガス需給契約で定めたものをいいます。
(5)「契約年間使用量」	契約月別使用量の合計量をいいます。
(6)「契約年間引取量」	契約期間においてお客さまが引取らなければならない使用量で、ガス需給契約で定めたものをいいます。
(7)「契約月平均使用量」	契約年間使用量を12で除した量をいいます。
(8)「冬期」	12月使用期間(12月検針日の翌日から1月検針日まで)、1月使用期間(1月検針日の翌日から2月検針日まで)、2月使用期間(2月検針日の翌日から3月検針日まで)、3月使用期間(3月検針日の翌日から4月検針日まで)の4か月間をいいます。
(9)「その他期」	4月使用期間(4月検針日の翌日から5月検針日まで)、5月使用期間(5月検針日の翌日から6月検針日まで)、6月使用期間(6月検針日の翌日から7月検針日まで)、7月使用期間(7月検針日の翌日から8月検針日まで)、8月使用期間(8月検針日の翌日から9月検針日まで)、9月使用期間(9月検針日の翌日から10月検針日まで)、10月使用期間(10月検針日の翌日から11月検針日まで)、11月使用期間(11月検針日の翌日から12月検針日まで)の8か月間をいいます。
(10)「最大需要期」	冬期をいいます。
(11)「契約年間負荷率」	次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切り捨て)。 $\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期における契約月別使用量の合計を4で除したもの}} \times 100$

2. 適用条件

この選択約款の適用条件は、一般ガス供給約款の適用が可能であることを前提として、以下のとおりといたします。適用条件を満たしていない場合には、この選択約款に基づくガス需給契約を締結することはできません。

- (1) 空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーター（以下「専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。
- (2) 設置する空調機器の使用予定に基づいて、契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。
- (7) 当社が（1）の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

3. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、需要場所ごとに、専用ガスメーターについて適用する料金その他の供給条件を定めた空調用A契約第1種、空調用A契約第2種又は空調用A契約第3種いずれかのガス需給契約を所定の契約書を用いて当社と締結していただきます。なお、当社は、一般ガス供給約款（7. 承諾の条件）における承諾できない事由に該当する場合にはこの選択約款に基づくガス需給契約を締結できないことがあります。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、空調機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量をガス需給契約に定めるものいたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約月別使用量

なお、①の契約最大使用量については、空調機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値(小数点以下切り捨て。以下「定格値」といいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。)といたします。ただし、空調機器に予備がある場合等、定格値によることが適当でないと当社が判断した場合には、この限りではありません。

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、ガス需給契約は同一条件で更新されるものとし、以後これにならうものいたします。

5. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づくガス需給契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの選択約款に基づくガス需給契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

6. 最大使用量の算定

契約最大使用量を定格値としなかった場合は、負荷計測器により最大使用量を算定いたします。(負荷計測器(負荷計測器とガスメーターを結ぶ配線を含みます。)は当社から支給するものとし、取付関係工事費はお客さまの負担とします。)

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその料金算定期間における最大使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、空調用A契約第1種には別表2に定める料金表1を、空調用A契約第2種には別表3に定める料金表2を、空調用A契約第3種には別表4に定める料金表3(各料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、別表1に基づき料金を算定いたします。
- (2) お客さまの都合によりこの選択約款に基づくガス需給契約が契約期間中に解約された場合、又はお客さまに起因してガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)に基づいて算定いたします。11(1)又は11(2)のお客さまの契約違反により当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合も同様といたします。
- (3) その他は、一般ガス供給約款に準じます。

8. 調整単位料金

当社は、一般ガス供給約款に準じて調整単位料金を算定いたします。基準単位料金は、別表2、別表3又は別表4に定める基準単位料金といたします。

9. ガス需給契約の精算額

この選択約款に基づくガス需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額及び契約最大使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の（１）及び（２）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

また、本条に定める精算額に係る債権は、一般ガス供給約款における料金に係る債権と同様に当社から西部ガス株式会社に対して譲渡いたします。当該債権譲渡に係る詳細は、一般ガス供給約款の規定を準用いたします。

（１）最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{契約最大使用量の} \\ \text{600倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約月別使用量に各月の} \\ \text{調整単位料金を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3} \\ \text{位以下を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right)$$

なお、最大使用量倍率未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額と最大使用量倍率未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（２）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(実績年間使用量を12で除したもの／最大需要期における実績使用量の合計を4で除したもの)×100をいいます（小数点以下切り捨て）。〕が65パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{負荷率65パーセン} \\ \text{トに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約月別使用量に各月の} \\ \text{調整単位料金を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3} \\ \text{位以下を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right)$$

なお、年間負荷率未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額と年間負荷率未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（備考）

「負荷率65パーセントに相当する年間使用量」は、「契約期間中における最大需要期の実績使用量の合計を4で除したもの」に0.65を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

（3）契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。ただし、当社がやむをえないと判断した場合を除きます。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right) \times \left(\text{契約月別使用量に各月の調整単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \right)$$

（4）契約最大使用量超過精算額

契約最大使用量を定格値としなかったお客さまの最大需要期における最大使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

ただし、新たにこの選択約款に基づいてガス需給契約を更新し、更新後のガス需給契約における契約最大使用量を、更新前のガス需給契約の契約期間における最大の最大使用量以上の値で定める場合は、この限りではありません。

$$\text{契約最大使用量超過精算額} = \left(\left[\text{最大使用量} \right] - \left[\text{契約最大使用量} \times 1.05 \right] \right) \times \left(\text{別表2、別表3又は別表4に定める流量基本料金単価} \times 1.1 \right) \times 12$$

なお、契約期間中に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

また、契約期間中において11の規定によりこの選択約款に基づくガス需給契約の解約が生じた場合（当社がやむをえないと判断した場合又は当社の契約違反により11（2）に基づき解約が生じた場合に限り）であって、解約月以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、契約最大使用量超過精算額算定式のうち「12」とあるのを「この選択約款によるガス需給契約に基づく使用開始月から解約月までの月数」として精算額を算定しなおして精算いたします（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。）。

10. 契約最大使用量超過時の取扱い

- (1) 最大使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、原則として当年度における最大の最大使用量を下限として翌年度のこの選択約款に基づくガス需給契約における契約最大使用量を定めます。
- (2) 翌年度に当社とこの選択約款に基づくガス需給契約を行わない場合若しくは当社がやむをえないと判断した場合、当社は(1)の規定を適用いたしません。

11. 解約及び精算

- (1) お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、契約期間中であっても、当社はこの選択約款に基づくガス需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相互にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)又は(2)により、当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合、当社は解約日以降、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- (4) お客さまがこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける場合には、あらかじめ解約希望日(定例検針日といたします。)を定めて、その15日前までに当社に通知していただきます。
- (5) その他のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約については、一般ガス供給約款に準じます。
- (6) 2(1)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日とします。)までさかのぼって精算させていただく場合があります。この場合の精算する金額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金として支払義務が発生し、請求事業者に債権譲渡された金額との差額とさせていただきます。なお、精算する金額は、当社からお客さまに対して請求いたします。

12. 契約中途解約精算額

契約期間中において11の規定によりこの選択約款に基づくガス需給契約の解約が生じた場合、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます(計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。)。ただし、当社がやむをえないと判断した場合、又は11(2)の規定によるものであって当社の契約違反による場合を除きます。

また、契約中途解約精算額に係る債権は、一般ガス供給約款における料金に係る債権と同様に当社から西部ガス株式会社に対して譲渡いたします。当該債権譲渡に係る詳細は、一般ガス供給約款の規定を準用いたします。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいてガス需給契約を締結しない場合には、当社は解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{月額相当額} \end{array} \right)$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいてガス需給契約を締結する場合であつて、解約日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約最大使用量より減少する場合には、当社は解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{前契約の基本料金} \\ \text{月額相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の基本料金} \\ \text{月額相当額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9のガス需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{l} 1 \text{時間当たりの} \\ \text{平均調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{l} 1 \text{時間当たりの} \\ \text{平均調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を準用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、別表2、別表3又は別表4に定める定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、別表2、別表3又は別表4に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、別表2、別表3又は別表4に定める調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (5) 調整単位料金の適用基準は、一般ガス供給約款に準じます。

2. 料金表1 (空調用A契約第1種) (消費税等相当額を含みます)

- (1) 定額基本料金

冬 期	1 か月につき	73,700.00 円
その他期	1 か月につき	44,000.00 円

- (2) 流量基本料金単価

冬 期	1 立方メートルにつき	4,947.55 円
その他期	1 立方メートルにつき	888.31 円

- (3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	96.25 円
-------------	---------

- (4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (空調用A契約第2種) (消費税等相当額を含みます)

- (1) 定額基本料金

冬 期	1 か月につき	6,600.00 円
その他期	1 か月につき	4,400.00 円

- (2) 流量基本料金単価

冬 期	1 立方メートルにつき	5,509.77 円
その他期	1 立方メートルにつき	910.80 円

- (3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	117.61 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (空調用A契約第3種) (消費税等相当額を含みます)

(1) 定額基本料金

冬 期	1 か月につき	3,300.00 円
その他期	1 か月につき	2,200.00 円

(2) 流量基本料金単価

冬 期	1 立方メートルにつき	6,072.00 円
その他期	1 立方メートルにつき	933.28 円

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	123.46 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。